

病床を有する診療所の廃止手続き（医療法人）

呉市保健所地域保健課医務 G

1 （臨時）社員総会の開催

2 診療所病床設置許可事項変更許可申請

申請書（作成・提出：3部） → （受理） → （受理・審査）
開設者（法人） 呉市保健所地域保健課 県西部保健所呉支所厚生保健課
許可証 （受理） ← （交付） ← （発行・交付）

3 診療所廃止届

届出書（作成・提出：1部） → （受理）
開設者（法人） 呉市保健所地域保健課

4 医療法人定款変更認可申請

申請書（作成・提出：2部） → （受理）
法人代表者 呉市保健所地域保健課
認可書・通知書（受理） ← （発行・交付）
↳法務局での登記手続書類に添付
※申請書の添付書類 ①変更理由書
②現行条文及び変更条文の新旧対照表
③議事録

5 登記事項変更登記

法務局での登記手続には、医療法人定款変更認可書の添付が必要。
登記後、登記簿謄本を交付してもらう。

6 登記事項変更登記完了届

届出書（作成・提出：1部） → （受理）
法人の理事長 呉市保健所地域保健課
※届出書の添付書類 登記簿謄本

7 その他

- (1) 保険医療機関廃止手続き（中国四国厚生局指導監査課へ）
- (2) 診療用エックス線装置廃止届（呉市保健所地域保健課へ）
- (3) 麻薬施用者（管理者）業務廃止届（呉市保健所地域保健課へ）
- (4) 麻薬所有高届（呉市保健所地域保健課へ）
- (6) 麻薬譲渡届（呉市保健所地域保健課へ）
- (7) 結核予防法指定医療機関辞退届（呉市保健所地域保健課へ）
- (8) 覚せい剤原料所有高報告書（呉市保健所地域保健課へ）
- (9) 被爆者一般疾病医療機関辞退届（県庁被爆者支援課援護グループへ）
- (10) 生活保護法指定医療機関廃止届（呉市生活支援課へ）

e t c .

※ ただし、医療法人の開設する医療機関が廃止しようとする医療機関のみの場合は、先に診療所休止届を提出し、医療法人解散の手続きを行わなければならない。